

いなべ市行政改革大綱

—新生いなべいきいきプランの早期実現にむけて—



平成 19 年 9 月

いなべ市

まえがき

この度、総合計画「新生いなべいきいきプラン」の計画実現に向け、多様な市民参加、時代の要請に柔軟に対応できる行政体制づくり、安定した財源確保を実現するための基本方針として「いなべ市行政改革大綱」を策定いたしました。

合併して4年目を迎え、今までは市民のみなさまとの関係は大きく変えず、市役所の内部改革を中心に、行政サービスの向上や事務の効率化に取り組んできました。今後は、重複する公共施設の統廃合、赤字決算を続ける水道や国民健康保険の料金の改正など大きな課題についても議論を深め、改善方針を検討したいと考えております。

今後、ますます厳しくなる財政状況に対応するために、「もったいないを形に」を市役所内部のスローガンとし、職員の意識改革を行うとともに、行政の歳出を根本から見直し、「入る（歳入）を量って、出る（歳出）を制す」を原則に徹底した歳出削減に取り組んでいかなければならないと考えております。

また、以前は行政サービス＝公共サービスという考えのもと、行政主導で公共サービスを提供してきましたが、「小さな市役所」を目指して、自治会・NPO・ボランティア団体の協力を得ながら、効果的な公共サービス提供のあり方について検討していきたいと考えております。

なお、大綱の策定にあたっては、公募の委員を含む8名の委員で構成する「いなべ市行政改革推進委員会」を平成18年7月に設置し、市民の視点から5回に及ぶ審議を経て、平成19年8月7日に答申をいただいたところです。

平成18年度から取り組んでおります集中改革プランをこの要綱により充実させ、市民のみなさまをはじめ関係団体のみなさまのご理解とご協力を賜りながら、着実な行政改革の推進に取り組んでいきたいと考えております。

最後に、「いなべ市行政改革大綱」の策定にあたり、ご熱心にご審議をいただき、答申を賜りました「いなべ市行政改革推進委員会」の委員の皆さまに対し、心からお礼申し上げます。

平成19年9月

いなべ市長 日沖 靖

目 次

いなべ市行政改革大綱	ページ
第1. 行政改革の背景と必要性	1
第2. 行政改革大綱策定の趣旨	1
第3. 実施期間	3
第4. 集中改革プランの策定	3
第5. 進行管理の手法	3
第6. 行政改革大綱の策定及び推進に係る体制	3
第7. いなべ市行政体系	4
第8. これまでの行政改革の経過	4
第9. 行政改革大綱の基本的な理念と取り組むべき重点課題	6
1. パートナーシップのまちづくり	6
(1) 多様な市民参加の推進	7
(2) パートナーシップを進める広聴・広報活動の充実	8
2. 簡素で効率的な行政システムの構築	9
(1) 総合的・計画的な行政の推進	9
(2) 組織体制の充実	10
(3) 電子市役所の推進	11
3. 効果的で効率的な財政運営の実現	12
(1) 財源の確保	12
(2) 財源の効果的な活用	12
(3) 財政運営の適正化	14

第1 行政改革の背景と必要性

従来の行政の仕事は、「お役所仕事」と揶揄されるように、コスト・サービス意識の欠如、前例踏襲主義、使い切り予算など決して良いイメージではありませんでした。これは行政の独占性によるもので、民間企業にあるような競争や自律作用が働きにくく、国が作った全国一律のサービスが一方向的に住民の皆さんに提供され、選択権のない住民の不満がこのような表現になったと考えられています。

戦後、日本は、国が政策立案の役割を担い、地方が国の立てた政策を実行するという中央集権型の行政システムを構築し、短期間の間に世界有数の経済大国となりました。しかし、右肩上がりの経済の崩壊とともに景気が低迷し、地方交付税制度や国庫支出金制度、税源移譲などを柱とした国の三位一体の改革で今後も大幅な見直しが予定されています。地方交付税制度などの歪んだ財源保障機能は、財政の膨張や無責任体制になりがちで、住民の受益と負担の関係を曖昧にする傾向があると言われていいます。地方分権一括法が平成12年4月に施行され、地方の裁量権が大幅に拡大され、地方のことは地方が自らの判断と責任のもと行政運営を行うことができるようになりました。この地方分権の流れは、地域の特性や住民ニーズに応じた施策が展開できる反面、住民と行政の役割分担や責任の明確化、行政サービスの受益と負担の選択など、住民と行政双方に「自己決定・自己責任」が求められてきています。

このような厳しい財政状況、地方分権、少子高齢化、情報化、住民ニーズの高度化という時代の波がいなべ市にも押し寄せてきています。財政的な改革だけにとどまることなく、お役所仕事と市民のみなさんから揶揄されることがないように、職員の意識改革や前例踏襲型の仕事のやり方から市民のみなさんに満足いただける仕事のやり方へと変えていく必要があります。

第2 行政改革大綱策定の趣旨

「いきいき笑顔応援のまち いなべ」の実現を目指して

いなべ市は、平成15年12月に旧北勢町、旧員弁町、旧大安町、旧藤原町が合併して誕生した若いまちです。本地域は、古くから地形的にも文化的にも密接に交流し、純農村地帯として栄えてきました。また、昭和50年代以降、中部圏域の一面として企業の進出が進み、豊かな緑に包まれた住みよく活力のある都市として発展を続けています。

一方、近年、少子高齢化や高度情報化、経済のグローバル化などの進展に加え、地球規模での環境問題の顕在化などは、地域経済や人々の暮らしに大きな影響を及ぼしつつあります。

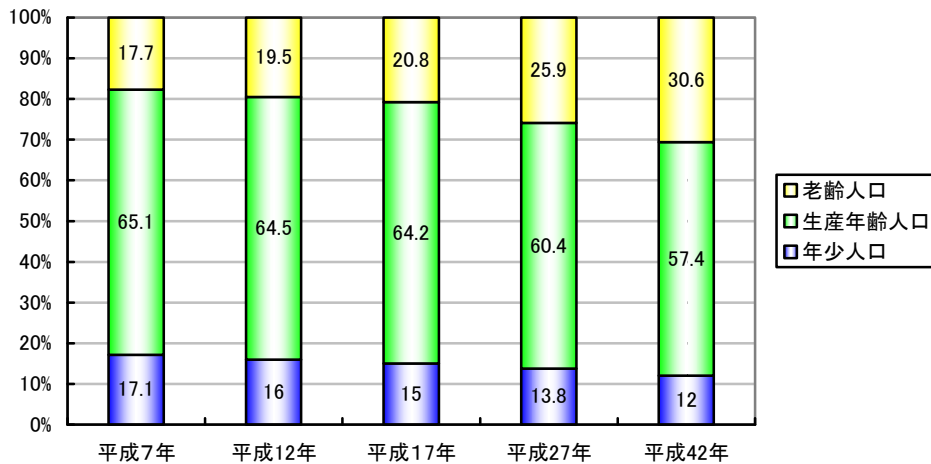
また、地方分権や規制緩和の推進により、自己決定の原則のもと、地方の自主性、自立性を強化することが求められており、個性を活かした誇りのもてるまちづくりを進めることが必要となっています。

このような中で、今後は、いなべ市としての個性や資源にさらなる磨きをかけながら、市民と行政の協力や役割分担などといった協働・連携の方策を探り、新しい時代にふさ

わしい、合併してよかったと感じられるまちづくりを進めていく必要があります。

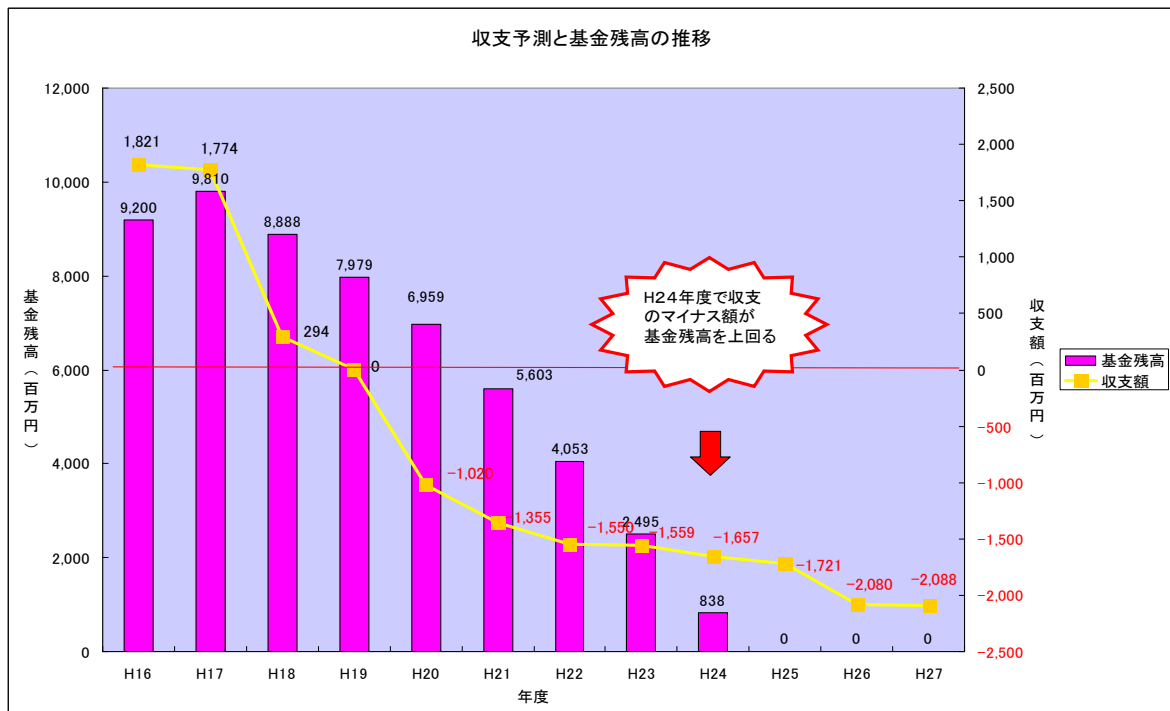
本市の行政改革大綱は、多様な市民参加、時代の要請に柔軟に対応できる行政体制づくり、安定した財源確保を実現するための基本方針を定めたものです。

■進む少子高齢化（年齢3区分別人口割合の推移）



資料：国勢調査、平成17年のみ住民基本台帳（1月現在）

■収支予測と基金残高の推移（単位：百万円）



資料：平成18年度「行政改革に向けた現状分析報告書」からの抜粋

行政改革を行わなかった場合のシミュレーション

第3 実施期間

行政改革大綱の取組期間は、いなべ市総合計画基本計画との整合を図るため、平成19年度から平成28年度までの10ヵ年とします。

第4 集中改革プランの策定

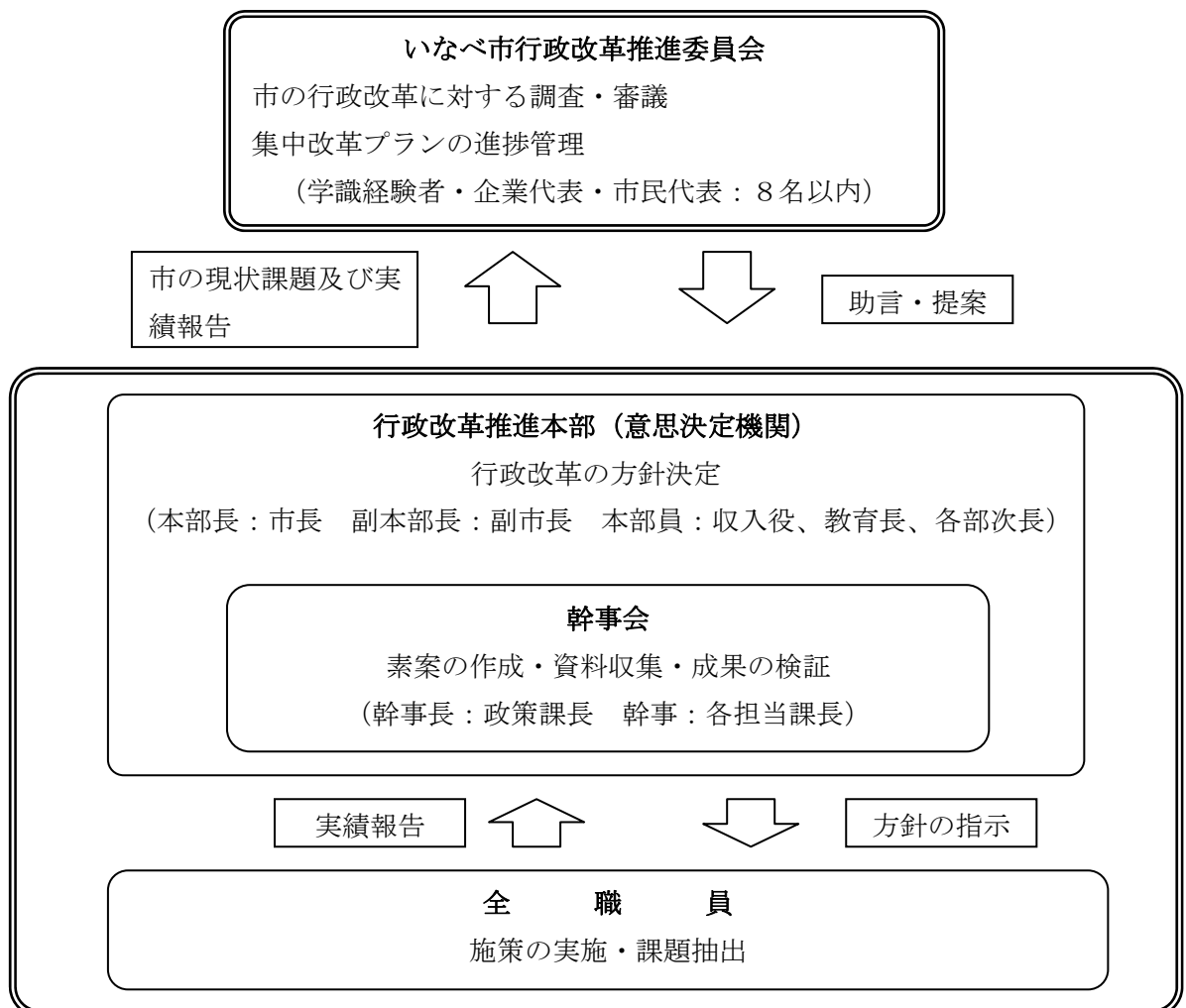
平成17年度から平成21年度までの5ヵ年を第1期とした集中改革プランを策定し、「実施又は検討項目」や「実施目標年度」について具体的に定めることとします。

第5 進行管理の手法

集中改革プランの進捗状況を年に一度、行政改革推進委員会に報告するとともに、市のホームページを利用して市民に公表します。計画に変更が必要な場合は、必要に応じて修正し、行政改革大綱の達成に向けた進行管理を行います。

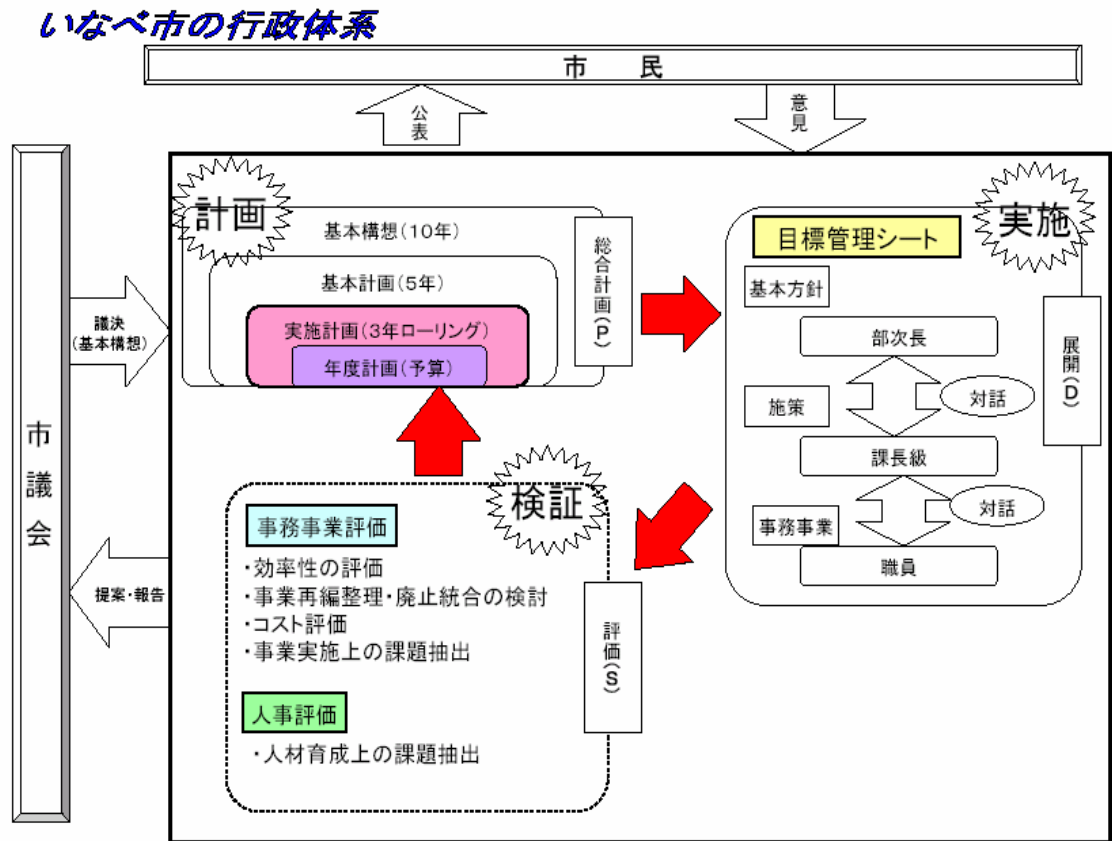
第6 行政改革大綱の策定及び推進に係る体制

庁内の体制は、市長を本部長とし各部次長が本部員として構成する行政改革推進本部、各部担当課長で構成する幹事会からなり、全庁的に取り組むこととし、また、いなべ市行政改革推進委員会等からの意見や評価を受け、市民にホームページ等で積極的に進捗状況等を公表して行政改革を推進することとしています。



第7 いなべ市行政体系

継続的な改善を行うために、計画（Plan）－実施（Do）－検証（See）というマネジメントサイクル(※)の構築をおこないます。



第8 これまでの行政改革の経過

平成16年5月 総合窓口の設置

平成15年12月に、4町が合併し、いなべ市が発足しました。旧町の庁舎を有効活用するために分庁方式で市行政の運営を図っています。合併当初は各庁舎に各部の支所を配置し事務を進めてきましたが、各庁舎に「総合窓口課」を設置し、事務の効率化を図りながらワンストップサービス(※)で住民サービスを提供できる体制に改めました。

平成17年4月 職員ポータルサイトの導入

各庁舎の職員間の情報共有を図るための行政情報共有システム(職員ポータルシステム)の構築を進め、均一的な行政サービス提供に努めています。

【語句説明】

マネジメントサイクル

経営管理の機能の循環過程

ワンストップサービス

縦割りでバラバラに提供している行政サービスを一カ所で手続きできるシステム

平成18年3月 定員適正化計画の策定

合併後の新総合計画の新たな政策課題、地方分権改革、三位一体の構造改革や少子高齢化社会の進展等行政需要に的確かつ柔軟に対応するため、また、最小の経費で最大の効果を上げるという観点から少数精鋭による行政運営を図るため定員適正化計画を策定しました。

平成18年4月 行政組織機構の再編

これまで、各課平均6人の51部署に細分化された組織で各課の専門性向上を推進し、また、総合窓口課を中心にお客様に満足いただけるサービス提供に取り組んでまいりました。いなべ市が誕生して3年目となる平成18年度は、専門性を維持しつつ、組織の総合力が発揮できるよう各課平均10人を目安に、現在の51部署を38部署に統合しました。この組織改正のポイントは次の三つです。

・政策調整機能の一元化

国の政策や社会情勢が目まぐるしく変化しており、その急激な変化に敏感に対応していくために、市長公室と財政課を企画部の中に入れ、今まで分散していた政策や総合調整機能を企画部におくとともに、事業の重要性を重視した財政バランスの取れたまちづくりを行う。

・地域調整監の廃止

市役所の顔である総合窓口課はそのまま配置し、合併時の暫定措置として設けていた地域調整監を廃止し、総合窓口課と各担当課が連携し直接地域の調整を行う。

・新たなサービス部門の創設

介護保険法の改正に伴う新たなサービスを展開するための地域包括支援センター、農業の担い手や集落営農組織を育成するための営農支援センターを県、東員町及び農協と協働で創設し、きめ細やかなサービスの提供を行う。

平成18年4月 保育園の民営化

石榑保育園をいなべ市社会福祉協議会に移管し、民営化を行いました。

平成18年4月 青川キャンプパークに指定管理者制度を導入

青川キャンプパークをほくせいふれあい財団に委託しました。

平成18年9月 藤原観光駐車場に指定管理者制度を導入

藤原観光駐車場をもみじの会に委託しました。

平成18年7月 入札契約制度の改革

公共工事の入札制度は、指名競争入札方式で行ってきましたが、公平性と入札参加機会の均等性を確保するために、平成18年7月から工事については、条件付一般競争入札方式を試行的に導入しました。

平成19年4月 阿下喜温泉「あじさいの里」に指定管理者制度を導入

行政サービスの質の向上を目指して、行政運営への民間の優れた経営手法を積極的に導入するために、阿下喜温泉「あじさいの里」の運営を民間に委託しました。

第9 行政改革大綱の基本的な理念と取り組むべき重点課題

1. パートナーシップのまちづくり

これまで公共サービス＝行政サービスという認識のもと、市民ニーズの多様化とも相まって、行政が提供する行政サービスは肥大化の一途をたどってきましたが、公共サービスの中には行政ではなく住民や民間企業が主体となって提供することが効果的で効率的なサービスも存在しています。これからは、民間や市民の自発的に実施する公共サービスと行政が行う公共サービスの役割分担の見直し、行政と市民が協働して公共サービスを担っていく体制づくりと行政サービスの効率的な提供を行うことが必要です。

個人の価値観の多様化や社会環境の変化などを背景に、ボランティア活動への住民の参加意識や関心が高まっており、その活動は、福祉分野をはじめ、まちづくりや環境、教育、文化、芸術、スポーツ、防災等多岐にわたって広がりを見せています。

さらに、ボランティア団体などの非営利活動団体に法人格を付与し、その活動を促進する特定非営利活動促進法（NPO法）の制定やボランティア休暇制度の導入など、社会的環境が整備されつつあります。

現在、本市では自治会などの地縁組織を中心とした地域活動が活発に行われていますが、高齢化の進行により、まちづくりの担い手も高齢化するとともに、生活様式の変化にとともない、地域コミュニケーションの希薄化が進んでいます。そこで、防犯・防災・教育などの面で地域における安全・安心をいかに確保するかが課題となってきました。

福祉の分野では、いなべ市社会福祉協議会のボランティアセンターを中心に、ボランティア活動が活発に展開されています。また、教育、文化をはじめその他の分野でもNPO法人が設立されるなど、市民活動は年々活発化しつつありますが、その広がりはまだ十分とは言えず、ボランティア団体やNPO法人が、自力で発展することができる環境や社会の理解、活動の基盤も十分に整備されていない状況です。

今後、さらに幅広い分野へのボランティア活動を促進するためには、学校教育や生涯学習など、あらゆる機会をとらえてボランティア精神の高揚を図るとともに、いつでもだれでもボランティア活動に取り組めるよう、活動に関する情報提供や相談窓口の拡充、市民、事業者、ボランティア、NPO法人、行政などの協働を具体的に進める仕組みづくりなどに取り組み、市民がまちづくりに参画しやすい環境整備に努めることが必要です。

市民がまちづくりに参画していただくためには、市が持っている情報を積極的に提供し、行政に対する市民の理解を深める必要があります。

本市の広報については、月1回の広報紙「リンク」の発行やインターネットホームページの開設、ケーブルテレビを活用した行政情報番組「いなべ10」をはじめとする多様なメディアを利用して市政情報をお知らせしています。

広聴については、自治会や各種団体と市長との懇話会をはじめ、電子メール等による政策意見公募（パブリックコメント）、各種計画等の策定に向けたアンケートなどを通

じて、市政に活かしていく取り組みを行っていますが、今後はより幅広い分野・年齢層の市民から意見聴取できる機会を設ける必要があります。

本市の情報公開制度は、市の所有する情報を公開することにより、公正で開かれた市政の推進に資することなどを目的として、平成15年に情報公開条例を定め、運用を開始しました。一方、近年の情報通信技術の進歩により、市の保有する個人情報や情報資産の流出が懸念されていることから、個人情報保護制度の適正な運用や、情報セキュリティの確保が求められています。また、これらの制度を円滑に運用するための前提となる文書管理については、市が保有する文書の適正管理に向け、全庁的にファイリングシステムを導入し、文書管理に取り組んでいます。しかし、情報化・ネットワーク化の進展により、行政文書は紙媒体から電子媒体に移行しつつあることから、電子媒体での文書管理システムの導入も進めていく必要があります。

今後、市民本位の市政を実現していくためには、市民の意思を施策に反映させることや民間活動との連携を図る必要があることから、行政計画の策定段階において市民の意見や要望を取り入れる仕組みを整備していかなければなりません。さらに、行政計画を着実に進め、計画に基づき実施された事業の進捗状況や成果を的確に把握するとともに、これらを市民に公表することにより行政の説明責任を果たしていきます。

取り組むべき事項

(1) 多様な市民参加の推進

公共サービスは、市役所だけでなく、自治会、ボランティア団体・NPO、自主サークル、企業など多様な主体の連携と役割分担を行い、それぞれの特徴と強みを活かした活動により提供されることが必要です。今まで大きな役割を果たしていただいている自治会は今後も市政推進の重要なパートナーですが、市民意識の変化や単身世帯の増加などによる非加入世帯の増加などにも対応できるよう、多様な市民参加による協働行政を進めます。推進にあたっては、そのあり方について、広く市民の意見をいただきながら進めます。

(ア) 自治会の組織強化支援

防犯・防災・教育・福祉など地域づくりの各種施策において、自治会が担い手としての役割を果たせる組織となれるような、地域コミュニティの醸成を図ります。

(イ) 行政とNPO・ボランティア・自主サークルの意見交換会の実施

NPO・ボランティア・自主サークルとの意見交換会を実施するなど各団体との連携に努めます。

(ウ) 市民の市民活動への参加促進

市民活動への参加を希望する市民と受け皿となる各種団体の調整を行い、広く市民の参加を促すとともに、あらゆる機会をとらえてボランティア精神の高揚をはかり、市民活動に関する情報提供や相談窓口の拡充を図ります。

(エ) 市民活動団体への育成支援

市民活動に必要な知識についての学習機会の提供を行うことにより、ボランティア、NPOや自主サークル活動を活発化させ、市民組織の育成を行います。また、各種団体のデータベースを構築し、情報を一元的に管理し、市内で活動する団体の紹介などを情報発信することにより、市民活動団体相互の連携強化を図ります。

(オ) 市と市民活動団体との協働を進める具体的なしくみづくり

これからの公共サービスは行政と市民が協働して担っていくという視点に立ち、行政と市民の役割分担を見直すとともに、協働して担うための具体的なしくみづくりを行います。

(2) パートナーシップを進める広聴・広報活動の充実

単なる概要の公表に留まらない、市民の参加・協働の視点を踏まえた広報を進めます。また市民から寄せられた意見を市政に反映できるよう仕組みづくりを一層充実させます。

(ア) 市民からの意見募集

ご意見箱・ホームページ上からの質問と提案など、これまで実施してきた市民からの意見募集に関する仕組みの充実に努めるとともに、職員が窓口や現場で市民から直接聞いた要望苦情などをデータ化するなど、市役所内部での仕組みづくりを行います。

また、寄せられた意見や苦情等に迅速に対応し、再発防止や未然防止につなげるといった、対応の検証を行う仕組みづくりを行います。

(イ) 的確な情報提供の実施

市民の視点に立ち、市民ニーズに的確に応えられる行政運営を推進するため、いなべ市情報誌「L i n k (リンク)」やホームページ、「いなべ10」など多様な媒体を活用しながら行政情報の積極的な提供に努めます。また、市民に対し確実に情報を提供するため、携帯電話を活用した登録制による広報活動の推進に取り組みます。

(ウ) いなべ市政策意見公募（パブリックコメント）制度の積極的な活用

パブリックコメント制度などを活用し、可能な限り計画の段階から市民の参加を求め、事業完了後の運営・保守などに市民の自主的参加を促すように努めます。

また、パブリックコメント制度の期間延長や公募対象の拡大など、制度の主旨にあった運用に努めます。

2. 簡素で効率的な行政システムの構築

地方分権の進展により、地方自治体の自己決定権、自己責任が大幅に拡大していることから、市政を担う職員一人ひとりの能力の向上が求められています。

本市では、これまでさまざまな手法の導入による研修の充実などに取り組んできましたが、今後は、すべての職員が公務員としての高い使命感を持ち、主体的・積極的に職務に取り組むことができる人材を育成していくために、平成18年4月にいなべ市人材育成計画を策定いたしました。また、国においては公務員制度改革大綱において、能力・実績重視を基本とする能力等級制度の導入を中心とした公務員制度改革を進めており、その動向を見極めながら、職員の能力開発や能力や実績を適正に評価する制度をはじめ、定員管理や給与制度の見直しなど、時代の要請に応じた新たな人事管理施策が必要となっています。

また、バブル経済崩壊後の厳しい社会経済環境のなか、簡素で効率的な行政システムの構築に向けた取り組みが必要とされています。本市は効率的、総合的なまちづくりを推進するため、合併という手段を選択しましたが、新市発足後も行政改革を重点課題として位置づけ、事務事業の見直しによる経費節減などにより、事務の効率化や財政健全化に取り組んでいます。

自治体行政の権限と責任が拡大する中で、今後とも限られた財源や人材を最大限に活かした効果的・効率的・総合的な行財政運営を進めていきます。

取り組むべき事項

(1) 総合的・計画的な行政の推進

(ア) 総合計画に基づいた計画的な行政運営

市民サービスの向上に向け、総合計画に基づいた計画的な行政運営を進めるため、施策の進捗管理を進めるとともに、財政見通しに整合した実効性のある実施計画の策定に努めます。実施計画においては、どのような状態にしたいのかといった状態の変化を意識し、適切な成果指標の設定を行うとともに、成果指標の設定を通じて組織内の意思統一を図ります。

複数の部局に関係する施策については、横断的な連絡調整を緊密にし、統一的な施策の実施に努めます。

また、実施した施策に対する市民アンケートなど意見収集を積極的に行い、有効的な施策の実施に努めます。

(イ) 効率的な行政運営の推進のための行政評価システム導入

いなべ市でも様々な事務事業を実施しています。従来のように右肩上がりの経済状態の中では「あれもこれも」という形で事務事業を実施することができましたが、近年の財政危機の中では「あれかこれか」という形で事業を選択し、低い事業費で最大の効果をあげる事業に取り組む必要が出てきています。そのため、事務事業の必要性や効果などをさまざまな観点で評価を行う行政評価システムを構築していきます。行政評価にお

いては市民にわかりやすい様式と表現を心がけます。

この行政評価の結果に基づいて事務・事業の再編・整理、廃止・統合を行います。

この評価の結果は、予算編成、組織管理、定員管理等にも役立てます。

(ウ) 枠配分予算編成制度導入による予算編成改革

予算編成権限の一部を、財政部局から各事業部局に移譲しようという試みが、行政評価制度の導入の定着につれて、地方自治体の中で急速に広がりつつあります。予算編成にあたって、政策的経費と経常的経費に区分して、義務的経費を除いた経常的経費について、事業部局にあらかじめ一定額の予算枠を指示し、その範囲内で予算要求が行われれば、財政部局で個別事業の査定を行わないという枠配分予算制度の導入をまず検討します。

この枠配分予算制度の導入のねらいには、事業部局の事務事業のスクラップアンドビルド(※)の促進、事業部局の視点に立った効率的かつ効果的な行政運営、事業部局の自主性・自律性の確立とコスト意識の向上等が上げられます。

(2) 組織体制の充実

(ア) 法令遵守による行政執行の徹底

適正な事務執行が求められる行政において、法令遵守は大前提であります。

市民の信頼を確保するため、公正な市民サービスの提供に努めます。

不正・不当な行政事務を排除し、行政危機を回避するよう組織の適切運用に努めます。

(イ) 定員管理の適正化と給与の適正化

施策・事務事業の選択集中、組織機構改革による部課の統合、保育所の民営化、事務事業の民間委託等により定員の抑制を図るとともに、今後の社会情勢の変化にも対応が可能な定員管理の適正化を図ります。また、新規職員の採用は、団塊の世代の定年退職等、長期的な世代間の平準化を考慮し、計画的な職員の採用を行い、職員定数の適切な管理に努めます。

また、職員の給与に関しても、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、年功給与から勤務実績や職務の職責に応じた給与への転換を図り、市民の理解が得られるとともに、職員のやる気や働き甲斐を引き出す給与制度の構築を進めます。

(ウ) 職員の資質の向上

専門的知識の研修の充実、自主研究への支援など、職員研修の充実に努め、職員の政策立案能力や専門的な行政能力の向上を図るとともに、市民との協働に対する意識や調整能力の向上に努めます。

【語句説明】

スクラップアンドビルド

非効率な事業を廃止し、効率的な事業を実施すること。

(エ) 窓口サービスの充実

ワンストップサービスで住民サービスを提供できる体制づくりを行っていますが、さらに、サービス提供の迅速化と手続きの簡素化を進めます。

研修会への積極的な参加により、自己能力を高め、市民本位の行政サービスを提供できる職員の養成を行うとともに、最新のマニュアルの整備と浸透に努めます。また、窓口立つ職員一人ひとりが個々の役割を自覚し、問題解決には速やかな報告と対応にも努めます。

(3) 電子市役所の推進

各部局からの情報を共有する仕組みづくりやポータルサイトの活用、国、県及び関係機関との情報ネットワークの構築など、情報通信技術の活用を進めながら、行政事務の効率化を図るとともに、誰もが利用しやすい電子市役所の構築を進め、時間や場所の制約なしに行政サービスを行える体制づくりを行います。

3. 効果的で効率的な財政運営の実現

本市の財政状況は、歳入の根幹をなす市税収入の大幅な伸びが見込めない状況にあり、また、主要な財源の一つである地方交付税も基準財政需要額の圧縮により、今後は深刻な財源不足が予測されます。行政の歳出を根本から見直し「入る（歳入）を量って、出る（歳出）制す」を原則に徹底した歳出削減に取り組む必要があります。

その一方で、少子・高齢化対策や地球環境問題、ITの進展への対応、市民生活を支える都市基盤・産業基盤の整備など、解決すべき行政課題は山積しています。

また、地方分権が進む中、財政基盤は自立的な自治体の要であることから、歳入歳出構造の健全化をめざして、継続的な財政改革を推進していきます。

取り組むべき事項

（１）財源の確保

（ア）税収の確保

課税客体の的確な把握と適正な課税、口座振替の推進など収納率の向上に努めます。また、標準税率の見直し及び目的税の導入など市税の増収策について調査研究を行います。

（イ）受益者負担の適正化

受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに、次のような基準で見直しを行います。

- ①受益者が不特定多数の市民で市民生活に必需的サービス
→公費負担中心
- ②受益者が特定の市民で市民生活に必需的なサービス
→公費負担と受益者負担の組み合わせ
- ③受益者が不特定多数の市民であり、市民の側で選択可能なサービス
→受益者負担と公費負担の組み合わせ
- ④受益者が特定の市民であり、市民の側で選択可能なサービス
→受益者負担中心

（ウ）公有財産の有効活用

市の公有財産台帳を整備し、有効活用又は活用されていない財産については積極的に売却等を検討します。

（２）財源の効率的な活用

（ア）合併特例債の効果的な活用

合併特例債は、新市建設計画に基づく市の一体性の速やかな醸成、均衡のある発展のための公共的施設の整備、地域住民の連帯の強化、旧町の区域の地域振興等のための事業費及び基金の積立に充当できます。この起債は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り借入（事業費の95%）ができ、元利償還金の一部（70%）

は、普通交付税の基準財政需要額（※）に算入される有利な起債事業です。しかし、その特典も国の改革（基準財政需要額の圧縮）により効力のないものにされつつあり、その借入にあたっては、いなべ市の財政状況を見極めながら慎重に進める必要があります。

（イ）経費の節減

内部管理的な経費、一般事務経費については、備品の更新時期の延伸や共有化、消耗品の節減、光熱水費の節減など効率的な運営を行い徹底した経費節減に取り組めます。

また、入札方法の見直しなど工事等の発注方法や長期継続契約など委託方法も見直し経費の節減を図ります。

（ウ）補助金等の見直し

補助金等については、その役割、必要性、費用対効果等について再検討し、整理合理化を推進するとともに、新たな補助金等を制度化する場合は、目的の明確化、交付基準の適正化及び交付の終期を設けるなどの措置を講ずることによって、補助金総額を抑制します。また補助金等については次の視点で適正化を図ります。

補助対象事業の繰越金額が補助金額を上回っているもの

補助金等の交付の当初の目的を達成したもの

補助の目的と実際の使途内容がかけ離れているもの

団体等が、本来、独自で負担すべきもの

公益性や補助期間などの要因により自立を促すべきものであるもの

補助金等の交付以外の方法で実施すべきもの、又は対応が可能なもの

関係市町村による補助金等の負担割合が応分の比率によらないもの

補助対象事業に不合理な支出が含まれるもの

同種の団体で統合再編を支援することにより補助金の適正化が図られる

（エ）公共施設の維持管理の効率化と統廃合（民間委託等の推進）

これまで、石榑保育園や藤原町内の学校給食センターの調理の民間委託を行ってきましたが、今後も、次のような基準で、指定管理者制度（※）の導入や民営化も含め施設等の管理の効率化と経費削減に努めます。

①公共性が確保できること。

②住民サービス水準が確保できること

③経済性が期待できるものであること

④安定的にサービスが供給できること

また、4町が合併したことにより、旧町で整備された重複した公の施設があります。このような施設に対して利用率の調査などの実態調査を行い、利用率が低く将来とも改善が見込めない施設に対しては統廃合、再配置等を検討します。

【語句説明】

基準財政需要額

交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額

(3) 財政運営の適正化

(ア) 計画的な財政運営の推進

中長期的な視点に立った財政計画を策定し、実施計画の策定過程などにおいては整合を図りつつ、重点施策の優先順位や後年度における負担、官民の役割分担などについて十分な精査を行い、財源の有効配分を行います。

(イ) 財務状況の積極的な公表

市の予算額や決算額の状況だけでなく、公有財産や負債等の状況を含めたバランスシート公表など本市の財務状態を可能な限りわかりやすい方法で公表し、補助金の見直しや受益者負担の適正化に対する市民のみなさんの理解を深めながら改革を進めて行きます。

【語句説明】

指定管理者制度

平成15年9月の地方自治法の一部改正により、公共施設の管理運営を民間事業者やNPO法人、ボランティア団体などに代行させることができる制度。

民間の効率的な方法を導入することによる経費削減、サービスの向上を図る制度

いなべ市行政改革推進委員会検討の経過

- 第1回（平成18年7月27日）
行革推進委員会の今後の進め方について
- 第2回（平成18年9月8日）
パートナーシップのまちづくりについて
- 第3回（平成18年11月20日）
簡素で効率的な行政システムの構築について
- 第4回（平成19年2月5日）
人事評価制度について
窓口サービスの充実について
電子市役所の推進について
- 第5回（平成19年4月16日）
効果的で効率的な財政運営の実現
財源確保について
財源の効果的な活用について
財源運営の適正化について

行政改革推進委員会名簿

役職	役職	氏名
委員長	四日市看護医療大学副学長	丸山 康人
委員	NPO市民社会研究所代表 (四日市大学教授)	松井 真理子
委員	(株)デンソー大安製作所所長	服部 史郎
委員	トヨタ車体(株)いなべ工場工場長	白井 正年
委員	(株)百五銀行蓮花寺支店長	松葉 まち子
委員	(社)日本経営協会	古農 文雄
委員	おひさまクラブ代表	小林 久里子
委員	ボランティア代表	八田 栄子